

昭島市特定生産緑地指定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の2から第10条の4までの規定に基づく特定生産緑地の指定（以下「指定」という。）及び指定の期限の延長（以下「延長」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定及び延長の要件)

第3条 指定及び延長の要件は次のとおりとする。

(1) 昭島都市計画生産緑地地区内（都市計画法第59条第1項から第4項までの規定による認可又は承認を受けている都市計画事業の区域内を除く。）の適正に管理された農地等であること。

(2) 現に決定している生産緑地の一筆の土地について、その一部を指定しようとする場合は、その区域を明確にするための分筆が行われていること。

(指定)

第4条 市長は、指定をしようとするときは、次項に該当する場合を除き、当該生産緑地の農地等利害関係人に、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1) 特定生産緑地指定申請書（第1号様式）

(2) 特定生産緑地指定同意書（第2号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 生産緑地所有者は、法第10条の4の規定により指定の提案をするときは、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）の規定に基づく図書として、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 特定生産緑地指定提案書（第3号様式）

(2) 特定生産緑地指定提案に係る同意書（第4号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(延長)

第5条 前条第1項の規定は、延長の場合において準用する。

附 則

この基準は、令和元年6月10日から実施する。